

# 企画提案仕様書

## 1 委託事業名

令和6年度工芸原材料供給強化・支援事業

## 2 事業目的

伝統工芸品の原材料は、伝統的に使用されてきた天然の原材料が主として用いられているが、従事者の高齢化や後継者不足等による生産量の不足や品質の不安定化、関係者間のネットワーク構築、情報共有・意見交換などが課題となっている。

特に、宮古上布・八重山上布の原材料である手績み苧麻糸については、績み手の高齢化により、手績み苧麻糸の不足が続いている。原材料不足は、上布の安定的な生産に影響を及ぼし、原材料確保に向けた取組が適切に行われないと、伝統工芸の維持はますます困難な状況となる。

そこで、本事業では、本県伝統工芸産地事業協同組合（石垣市織物事業協同組合）を対象にしたヒアリングによる現状把握と課題整理を行うとともに、伝統的工芸品産業支援補助金（以下、「伝産補助金」という）の活用促進、技術研修等を実施し、原材料の安定的な供給体制の構築を図ることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 4 委託内容

### （1）原材料に関する現状把握と課題整理

石垣市織物事業協同組合へヒアリングを実施し、苧麻糸の調達・栽培方法等原材料確保への取組について現状を把握するとともに、課題を整理する。なお、各組合による伝産補助金（原材料確保対策事業）の活用を見据え、ヒアリング内容を検討すること。

### （2）外部専門家の洗い出し及び連携体制の構築

（1）の具体的な取組内容の検討のため、課題に応じた外部専門家の洗い出しを行うとともに、次年度以降の調査研究を見据え、外部専門家を検討のうえ、今後の課題解決に向けた意見交換又は現地調査を実施するなど連携体制の構築（調査研究内容の整理など）を図ること。

### （3）原材料に関する文献および伝産補助金活用産地へのヒアリング調査

（1）の課題に関連する文献の調査を行い、今後の活用を見据え概要をまとめること。また、調査については、産地組合・保存会に限定せず農業分野、天然繊維分野など広く調査を行うこと。

併せて、伝産補助金の活用事例などの情報を収集するため、活用実績のある産地へ視察及びヒアリング調査を実施し、申請内容や補助金の活用について事例をまとめること。

(4) 石垣市織物事業協同組合への補助金活用勉強会の実施

伝産補助金（原材料確保対策事業）の活用を促すため、石垣市織物事業協同組合に対し、補助金活用勉強会を開催し、必要に応じた助言及び情報提供等をおこなって、補助金活用の意欲増進につなげる。

(5) その他補助金情報の提供

伝産補助金に限らず、産地組合の活用できる補助金の情報を収集し提供すること。

(6) 技術講習会等の実施

糸績み研修を実施することで、技術力の向上につなげる。

技術研修講師は、「宮古苧麻績み保存会」または「宮古織物事業協同組合」から選出することとし、講習内容については、石垣市織物事業協同組合及び講師へヒアリングのうえ研修内容の検討・調整を行うこと。

八重山：宮古島から講師を派遣し、経糸の糸績み研修を2回以上実施すること。

(7) 事業の活動・成果目標について

活動指標及び成果目標については、以下のとおりとし、達成に向けて創意工夫を凝らすこと。また事業実施により得られた効果の検証を測り、検証結果を実績報告書に記載すること。

① 活動指標

ア 技術講習会の実施

○活動指標

技術講習会の開催件数

○目標値

2回

② 成果指標

ア 技術講習会参加者の満足度

○成果指標

技術講習会参加者のうち、技術向上につながった旨回答した件数

○目標値

参加者のうち60%以上

(8) その他、本事業に関する業務

上記以外に本事業と関連し、効果的と思われる業務を企画提案することができる。

## 5 再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

## (2) 契約の主たる部分

契約書第6条の第2項の規定に基づく「契約の主たる部分」は以下のとおりとする。

- ① 契約額の50%以上を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

契約の主たる部分についてはその履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

## (3) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

## (4) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- ① その他、県と事前協議の上、再委託が必要と認められるもの。

## (5) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

## (6) 契約書第6条第4項の規定に基づく簡易な業務は以下のとおりとする。

- ① 資料の収集、整理
- ② 資料の複写、印刷、製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計

## 6 成果物の提出

事業実施報告書 紙1部 PDF1部

納期 令和7年3月31日

提出先 沖縄県商工労働部ものづくり振興課

## 7 その他

- (1) 成果報告書等、県に提出する印刷物等については、著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。
- (2) この仕様書に定めない事項及び疑義が生じた場合は、受託者と委託者の双方が協議して定める。